

4 規制改革・民間開放推進会議の主張する具体例に対する対応状況

規制改革・民間開放推進会議の主張する具体例

厚生労働省の対応案

抗がん剤等の保険適応外の症例への使用

保険未収載の医療材料の術中使用

乳がん治療により摘出された乳房の再建術

保険未収載の確立された治療法

舌がん摘除後の形成術

PPH法による痔治療

子宮筋腫の動脈塞栓療法

盲腸ポート手術

欧米で承認されている国内未承認薬等について、確実な治験実施に繋げ、保険診療との併用による制度的に切れ目のない体制を確立

医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を設定して対応

必ずしも高度でない先進技術について保険導入の前段階として保険診療との併用を認める。

* これにより約100技術、約2,000医療機関が新たに対象となる。

ピロリ菌の除菌、腫瘍マーカー検査の追加実施

入院理由とは異なる検査等(患者の希望)

予防的処置

外国人患者のための通訳

適切なルールの下に保険診療との併用を認める。

保険診療とは別個のものとして患者負担を求めるサービスであることを明確化

医師、看護師等の手厚い配置

今後検討(*)

* 患者が保険外負担として多額の差額を求められていた付添看護の廃止(平成6年実施、平成9年完全実施)前の状況に戻ることが危惧されることから、慎重な検討が必要